

# 桜井市行財政改革 アクションプラン (2019~2023)

平成30年11月

桜井市

# 桜井市行財政改革アクションプラン

(2019～2023)

## 目次

1	計画策定の趣旨	2
2	行財政改革アクションプランの考え方	3
3	行財政改革アクションプランの概要	4
4	今後の財政見通しについて	7
5	アクションプラン取組項目一覧	10

## 1 計画策定の趣旨

本市は、新たな行財政改革の指針となる「桜井市行財政改革大綱」（以下、「大綱」という。）を平成26年5月に策定しました。

大綱は、「持続可能かつ弾力的な行財政基盤を確立し、活力ある将来のまちづくりを推進する」ことを基本理念としています。従来の財政健全化をめざす取り組みは継続しながら、政策実現のための改革をめざして、3つの基本方針に基づき9つの取組方針を定めています。この大綱に基づき、平成26年度から平成30年度までの5年間の具体的な取組内容内容を明らかにする実施計画として、「桜井市行財政改革アクションプラン～政策実現に向けた行政経営をめざして」（以下、「前アクションプラン」という。）を策定し取り組みを推進してきました。

前アクションプランでは、「政策実現のために限りある経営資源を有効に活用する。」という考え方に重心を移し、先送りされてきた課題に取り組むとともに、継続的に行財政改革を推進する中で、前アクションプラン策定後の平成26年12月には、奈良県と「まちづくりに関する包括協定」を締結し、市内5地区において「まちづくり」の取り組みを開始するとともに、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方の人口減少と地域経済の縮小の克服のため「地方創生」の取り組みを進めてきました。

しかしながら、この間、人口減少を主な要因とする地方交付税の大幅な減額に加え、急速に進む少子高齢化や福祉制度利用者の増加などに伴う扶助費の増加、また一方では、相次ぐ自然災害（特に地震災害）により自治体が果たすべき防災対策の重要性が高まってきていることを受け、災害時の防災拠点としての庁舎の在り方を検討することにより始まった本庁舎建て替え事業、また、「災害と認識される」と言われた今年の記録的猛暑をうけ、子ども達の学習環境・健康・安全面から整備が急がれる小中学校のエアコン整備事業、平成31年10月実施予定の消費税率の引き上げ等、本市を取り巻く環境は大きく変化し、それにより必要な経費もまた大幅に増加することになりました。

このような状況の中で、本市の財政状況はますます厳しさを増し、そして現在、財政構造の弾力性を測定する指標である「経常収支比率」が100%を超え、行財政基盤とりわけ財政基盤が揺らいでいる状況となっています。このままでは、まちづくりや様々な課題解決のために必要な財源が枯渇する恐れがあり、活力ある将来のまちづくりの前提となる「持続可能かつ弾力的な行財政基盤」を確立するためにも財政の建て直しは急務となります。

そこで、「政策実現に必要な財源を確保するための行財政改革」を取り組みのテーマに据え、財政健全化を最優先課題とする中で、歳入の確保と歳出の削減につながる取り組みを重点項目と位置づけ、事務事業等のより一層の選択と集中を行う、平成31年度以降の取組内容を示した「桜井市行財政改革アクションプラン（2019～2023）」（以下、「アクションプラン」という。）を策定することとします。

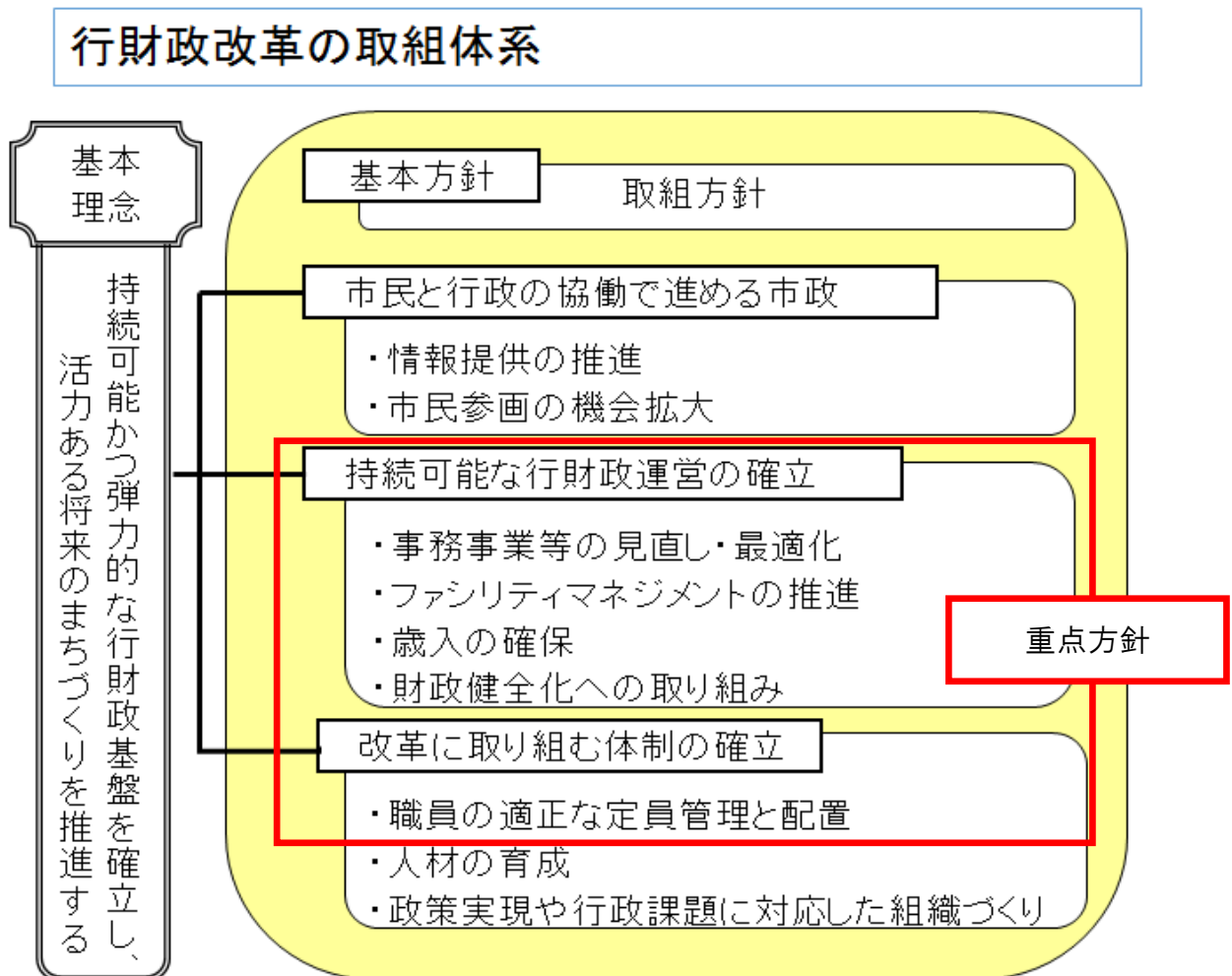
## 2 行財政改革アクションプランの考え方

現在の大綱理念や基本的な考え方は、策定当時と本市を取り巻く環境は異なるものの、大綱の見直しを必要とするものではなく、引き続き現在の大綱に基づいた取り組みを進めます。

しかし、実施計画にあたるアクションプランについては、これまでの取り組みを踏まえ、今後5年間の新たな取り組みとして策定する必要があります。

特に、大綱に掲げる「持続可能かつ弾力的な行財政基盤の確立」のためには、財政の建て直しが急務であり、財政健全化のための取組方針を重点的に推進します。

図表 1：大綱の取組体系



### 3 行財政改革アクションプランの概要

#### (1) アクションプランの推進

アクションプランでは、大綱で掲げる3つの基本方針のうち、財政健全化のための取り組みを重点方針とし、以下の通りアクションプランの取り組みを推進します。

(図表1「大綱の取組体系」参照)

- ・それぞれの取組項目において、取組方法・5年間の実施目標年度・取り組みの効果額を把握し、成果の見える化を図ります。
- ・不要不急な事業の見直しにあたっては、市民にとって、その事業が必要なものであるかどうか、対象となる市民が偏っていないか、他に効果的な手段はないのかという視点から見直しを検討します。
- ・事業スキームの再構築にあたっては、市が担うべき役割を明確にした上で、長期的な観点から効果的かつ効率的なスキームを検討します。
- ・公共施設の統廃合については、その効果が大きく、かつ永続的に続くため、積極的に検討し「桜井市公共施設再配置方針アクションプラン」の具体化を図ります。なお、市民生活に与える影響を考慮し、必要ある場合には、代替手段等についてもあわせて検討します。
- ・負担金・使用料・手数料において、消費税率の引き上げを視野に、受益者負担の適正化の観点からも抜本的な見直しを行います。
- ・アクションプラン実施期間中においても、本市を取り巻く環境の変化や国・県による新たな制度改革などに対応した必要な取り組みを反映させ、社会情勢の変化に的確に対応し、さらなる改革を進めます。

#### (2) 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

#### (3) アクションプランの取り組みにより達成すべき目標および考え方

大綱の基本理念である「持続可能かつ弾力的な行財政基盤を確立し、活力ある将来のまちづくりを推進する」ための実施計画がアクションプランであり、最終的な達成目標となります。

大綱は、第5次総合計画を下支えする計画の一つであり、総合計画における「地域経営」・「行政経営」を支えるものとして位置付けしています。目標設定については、総合計画の進行管理に関わるもので、施策評価における目標設定と同一になると考えられま

す。このことから、アクションプランにおける目標設定については、総合計画の「地域経営」・「行政経営」におけるまちづくり指標（特に市民意識調査）を設定することとします。

一方、アクションプランにおける財政健全化の取り組みについては、財政指標等、明確な数値目標を設定することができます。そのため、アクションプランにおいて数値目標を設定することで、財政健全化に向けて取り組みを進めます。

**【第5次桜井市総合計画（※1）まちづくり指標（市民意識調査）目標値】**

基本方針	施策名	現状値※2 (H29)	目標値 (総合計画)
市民と行政の協働 で進める市政	協働の地域づくり	51.1%	70.0%
	市民活動の支援	56.6%	70.0%
	情報共有の充実	66.5%	70.0%
持続可能な行財政 運営の確立	行財政運営	48.3%	65.0%
改革に取り組む体 制の確立	行政経営	48.3%	70.0%
	行政活動の改善	48.3%	65.0%

※1 第5次桜井市総合計画期間は、平成32年度を以って計画期間の満了を迎えるため、後継計画の内容に合わせ適宜修正を行う。

※2 現状値は、平成28年度実施の市民意識調査によるもの

**【財政健全化への目標値】**

指標名	現状値 (H29)	目標値 (H35)
経常収支比率 (%)	103.6%	96.0%以下
実質赤字比率 (%)	－ (赤字なし)	－ (赤字なし)
連結実質赤字比率 (%)	－ (赤字なし)	－ (赤字なし)
実質公債費比率 (%)	7.8%	7.5%以下
将来負担比率 (%)	94.2%	90.0%以下

#### (4) 進捗管理

アクションプランの推進にあたっては、毎年度、各取組項目について、年度別の効果額を算出し、成果の見える化を図ります。そのほか、期間中における本市を取り巻く環境の変化や国・県による新たな制度改革などに対応した必要な取り組みを反映させ、社会情勢の変化に的確に対応し、さらなる改革を進めることとします。

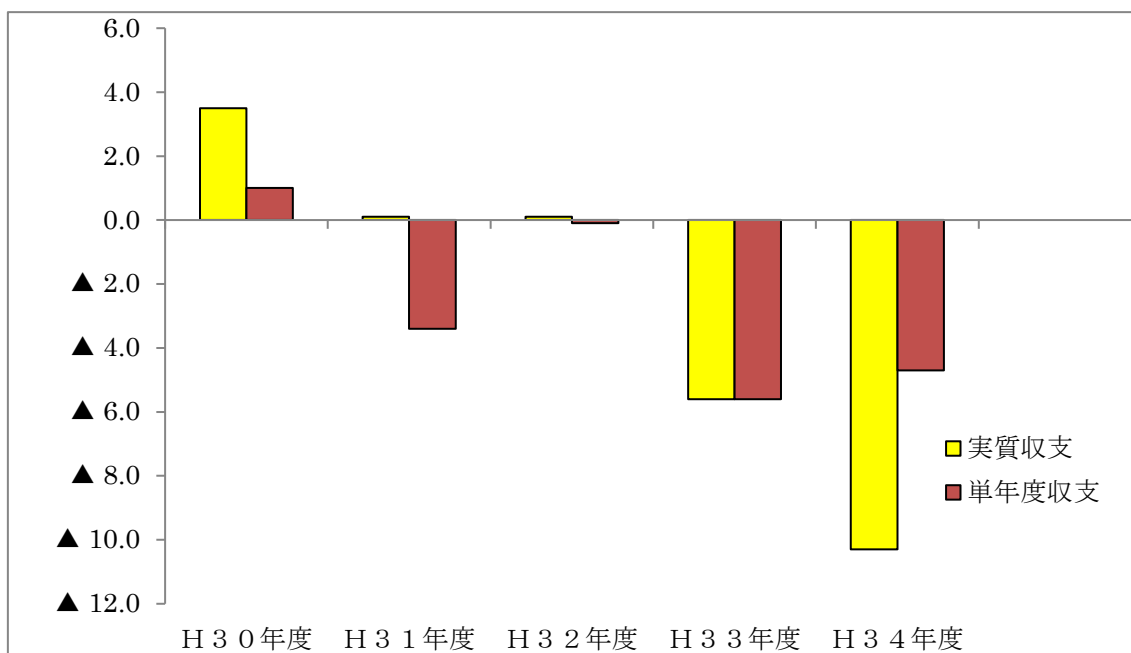
#### (5) 推進体制

改革の推進にあたっては、市長を本部長とする「桜井市行財政改革推進本部」を設置し、各部局・課において主体的な改革の取り組みを進めていきます。

また、アクションプランの進捗状況については、毎年度、広報紙や市のホームページなどを通じて市民に公開します。さらには、行政評価や施策評価とともに行財政改革の取り組み結果を評価・検証することで、更なる改革の取り組みを進めていきます。

## 4 今後の財政見通しについて

【普通会計の決算額：億円】



	H30	H31	H32	H33	H34
実質収支	3.5	0.1	0.1	▲5.6	▲10.3
単年度収支	1.0	▲3.4	▲0.1	▲5.6	▲4.7

平成30年度以降の決算の推計について、地方税においては、平成29年度決算額をベースに全体的には概ね横ばいで推移するものとし、中和幹線沿いへの商業施設の進出による法人住民税や固定資産税の増加、3年に一度の固定資産評価替えによる固定資産税の減少、生産年齢人口の減少による市民税の減少をあわせて見込んでいます。

地方消費税交付金については、消費税率が平成31年10月より10%に引き上げられるものとし、その他交付金については、平成29年度決算額を基準に見込み、自動車取得税交付金については、消費税率が10%に引き上げられると同時に廃止されるものとして見込んでいます。

地方交付税については、平成29年度決算額及び平成30年度普通交付税交付決定額を基準とし、グリーンパーク建設時の公債費にかかる事業費補正分の減少や、国勢調査における人口減少を見込み、臨時財政対策債については、現制度が継続するものとして見込んでいます。

分担金及び負担金、使用料及び手数料については、平成29年度決算額を基準とし、実績ベースで見込んでいます。

国・県支出金及び負担金、委託金については、事業額の変動にあわせ、補助金については、普通建設事業の実施や扶助費の伸びを加味し、その他は横ばいで、それぞれ見込



んでいます。

財産収入については、経常的な収入を、繰入金については、財政調整基金や退職手当基金、水道事業会計からの繰入金等を見込んでいます。

地方債については、普通建設事業に係る地方債を見込み、償還期間や利率については、直近の借入条件を参考にしています。

次に、歳出面においては、人件費では平成29年度決算額を基準とし、各年度における退職見込人数により、退職手当額が増減しています。

物件費については、平成29年度決算額を基準とし、各年度に想定される事業及び平成31年10月から予定されている消費税率引き上げによる経費増を見込んでいます。

扶助費については、平成29年度決算額を基準とし、制度改正による医療経費の増加等、社会保障関連経費は今後も増加するものとしています。

補助費等については、平成29年度決算額を基準とし、平成31年度より公営企業に移行を予定している下水道事業会計への負担金等を見込んでいます。

普通建設事業費については、新庁舎の建設、小中学校の空調整備、県との連携協定に基づくまちづくり関連事業、道路・橋梁等の改修、浸水対策、文化財保存事業等の継続事業、公園事業、その他今後想定される普通建設事業に伴う経費を見込んでいます。

公債費については、現在の償還見通しを基準とし、今後の地方債借入に基づく新たな償還をあわせて見込んでいます。

積立金については、財政調整基金や市有施設最適化整備更新基金等への積立金、また投資、出資及び貸付金については、平成29年度決算額を基準とし、繰出金については、各特別会計における今後の変動要素をあわせて、それぞれ見込んでいます。なお下水道事業特別会計への繰出金については、下水道事業が平成31年度より企業会計に移行を予定していることに伴い、減少としています。

桜井市の実質収支は、34年度で10億2,900万円の赤字の見込みとなります。

要因としては、小・中学校のエアコン整備、桜井消防署の改築による起債償還等による負担金の増加、扶助費等の社会保障関連経費の伸び、退職手当債の制度改正など、新たな課題や状況の変化によります。

このような状況から、平成31年度より新しい行財政改革アクションプランの取り組みが必要となります。

